

## アサヒグループ商業コミュニティ助成事業交付要綱

### (通 則)

第1条 アサヒグループ商業コミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）の交付については、この要綱に定めるところにより、アサヒグループホールディングス株式会社が交付する。

### (助成目的)

第2条 東日本大震災により商業機能が喪失した地域や震災後の人口減少等により高齢化が加速している地域において、日常の買い物を通して地域住民のコミュニティを構築する事業に対し助成し、震災後の地域コミュニティの維持・再生と復興まちづくりを推進することを目的とする。

### (助成対象経費、助成額等)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成額等は別に定める。

### (助成金の申請)

第4条 助成金申請にかかる書類は助成事業申請書（様式1）によるものとし、その提出期限は別に定める。

### (交付決定)

第5条 アサヒグループホールディングス株式会社及び福島県の審査により適正であると認める事業について、アサヒグループホールディングス株式会社は助成金請求額の範囲内で交付決定を行う。

### (助成事業の内容の変更)

第6条 交付決定を受けた者が助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成事業変更申請書（様式2）を提出し、アサヒグループホールディングス株式会社による承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 事業費の20%以内の減額又は助成金交付決定額の変更を伴わない増額をする場合
- 二 事業計画の細部を変更する場合

### (債権譲渡の禁止)

第7条 交付決定を受けた者は、助成事業によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。また、助成事業により整備した施設及び設備の財産処分期間については、

国の定める法定耐用年数に準じるものとし、当該期間が経過するまで目的外の使用及び他者への譲渡をしてはならない。

(助成事業の実施届)

第8条 交付決定を受けた者が助成事業の開始を決定した場合は、助成事業の実施前に助成事業実施届(様式3)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、助成事業が完了した日から30日を経過する日又は別に定める日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書(様式4)及び助成事業助成金請求書(精算払い)(様式6)をアサヒグループホールディングス株式会社に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第10条 アサヒグループホールディングス株式会社及び福島県は、提出のあった助成事業実績報告書及び助成事業助成金請求書について審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは助成金を支払うものとする。

2 アサヒグループホールディングス株式会社及び福島県は、助成事業実績報告書の内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(助成金の前金払い)

第11条 交付決定を受けた者が前払金を受けようとする場合は、アサヒグループホールディングス株式会社に対し助成事業助成金請求書(前金払い)(様式5)を提出することができる。

2 前金払いを請求することができる時期は6月とし、前金払いを請求することができる金額は真に執行が見込める金額を上限とする。

(助成金受領書の提出)

第12条 交付決定を受けた者が前2条により助成金の支払いを受けた場合は、速やかに助成事業助成金受領書(様式7)をアサヒグループホールディングス株式会社に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 本要綱に定めのない事項については、アサヒグループホールディングス株式会社が福島県と協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。